日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……（環境局総務部環境政策課）…一
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……（同）…四
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一二
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一三
○土砂災害警戒区域等の指定の解除……（建設局河川部指導調整課）…一四
○土砂災害警戒区域等の指定……（同）…一五

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一六
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…一六
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（同）…一六

告示

◉東京都告示第六百九十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、国立印刷局王子工場整備事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人国立印刷局
理事長　岸本　浩
港区虎ノ門二丁目二番五号

二　対象事業の名称及び種類

国立印刷局王子工場整備事業
工場の設置

三　対象事業の内容の概略

対象事業は、現在、国立印刷局王子工場が操業している事業実施区域内の敷地の一部を北区に譲渡するため、一部の建築物を建替えにより更新し、北区に譲渡予定の敷地に存在する建築物の解体を実施するものである。

四　環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五　評価書の縦覧

㈠　期間

令和四年五月九日から同月二十三日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

㈡　時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

㈢　場所

ア　北区生活環境部環境課
北区王子一丁目十二番四号　ＴＩＣ王子ビル二階

イ　東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

ウ　東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号　東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

表1(1)　環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1．大気汚染	工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の将来濃度は、日平均値の年間98%値が1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で0.039ppm、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）が0.043ppmと予測する。評価の指標とした環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で25.7%、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で37.0%である。 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の将来濃度は、日平均値の2%除外値が1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で0.038 mg/m³、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で0.040 mg/m³と予測する。評価の指標とした環境基準（0.10mg/m³以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は1期工事（工事開始37～48ヶ月目）で4.3%、2期工事（工事開始19～30ヶ月目）で7.8%である。 【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来濃度は、日平均値の年間98%値が0.034～0.037ppmと予測する。評価の指標とした環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.2%である。 工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の将来濃度は、日平均値の2%除外値が0.037mg/m³と予測する。評価の指標とした環境基準（0.10mg/m³以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。

注）寄与率：寄与率＝寄与濃度/将来濃度
寄与濃度：発生源（建設機械、工事用用車両）からの排出ガスにより増加する濃度
将来濃度：バックグラウンド濃度（本報告書では一般環境大気測定局の年平均値を設定）に寄与濃度を合成したもの

表1(2)　環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2．騒音・振動	工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル（L_{A5}）は、1期工事の工事開始8～10ヶ月目（解体工事中）で70dB（計画地北側敷地境界）、工事開始55ヶ月目（建設工事中）で73dB（計画地南側敷地境界）、参考として確認した計画地北側敷地境界（計画地北側に隣接する集合住宅付近）で71dB、2期工事の工事開始19～20ヶ月目（解体工事中）で71dB（計画地北西側敷地境界）と予測する。 解体工事中の建設作業騒音レベル（L_{A5}）（1期70dB、2期71dB）は、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年12月、条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）の勧告基準（85dB）を下回る。 また、建設工事中の建設作業騒音レベル（L_{A5}）（1期73dB（南側敷地境界）、71dB（北側敷地境界））は、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準（80dB）を下回る。 【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル（L_{10}）は、1期工事の工事開始8～10ヶ月目（解体工事中）で56dB（計画地北側敷地境界）、工事開始55ヶ月目（建設工事中）で66dB（計画地北側敷地境界）、2期工事の工事開始19～20ヶ月目（解体工事中）で69dB（計画地北西側敷地境界）と予測する。 解体工事中の建設作業振動レベル（L_{10}）（1期56dB、2期69dB）は、評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準（75dB）を下回る。 また、建設工事中の建設作業振動レベル（L_{10}）（1期66dB）は評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準（70dB）を下回る。 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル（L_{Aeq}）は、昼間で60～71dBと予測する。予測した7地点のうち6地点は評価の指標とした環境基準（65～70dB）を満足し、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。予測した1地点（国道122号（明治通り））では環境基準（70dB）を上回るが、現況においてすでに環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。 なお、工事の施行中は、工事用車両に対して規制速度の遵守や過積載の防止を指導し、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。 【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル（L_{10}）は、昼間で35～50dB、夜間で32～47dBと予測する。評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（昼間60～65dB、夜間55～60dB）を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2dB、夜間で1dB未満である。 したがって、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。 工事の完了後 【施設の稼働に伴う工場騒音】 施設の稼働に伴う騒音レベル（L_{A5}）は33dBと予測する。評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「環境確保条例」に定める工場・指定作業場に係る騒音の規制基準（昼間55～60dB、夕50～55dB）を満足する。 【施設の稼働に伴う工場振動】 施設の稼働に伴う振動レベル（L_{10}）は24dBと予測する。評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「環境確保条例」に定める工場・指定作業場に係る振動の規制基準（昼間60～65dB、夜間55～60dB）を満足する。

表１(3)　環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3．水質汚濁	工事の施行中 【汚染土壌の掘削等に伴う地下水の水質への影響の内容及び程度】 本事業で形質変更する敷地（１期工事範囲、２期工事範囲）のうち、１期工事範囲の一部については、土壌汚染状況調査（概況調査、詳細調査）を実施しており、カドミウム、六価クロム、鉛、砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値を、鉛で土壌含有量基準値を上回る土壌汚染が確認されている。また、砒素で地下水基準値を上回る地下水汚染が確認されているが、確認状況から汚染地下水は計画地内に留まっていると考えられる。この結果については、「土壌汚染対策法」（平成14年５月、法律第53号）第４条及び「環境確保条例」第116条、第117条に基づき届出を行い、先行届出分については、形質変更時要届出区域に指定されている。 今後、１期工事範囲内で必要な全ての調査を実施し届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査の結果に基づき、汚染拡散防止計画書等を提出する。この計画書に基づいて、敷地内の土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出、地下水汚染の拡散を防止する計画である。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手する。 ２期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画である。 したがって、評価の指標とした「地下水汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。
4．土壌汚染	工事の施行中 【汚染土壌の掘削及び移動に伴う土壌への影響の内容及び程度、地下水への溶出の可能性】 本事業で形質変更する敷地（１期工事範囲、２期工事範囲）のうち、１期工事範囲の一部については、土壌汚染状況調査（概況調査、詳細調査）を実施しており、カドミウム、六価クロム、鉛、砒素、ふっ素で土壌溶出量基準値を、鉛で土壌含有量基準値を上回る土壌汚染が確認されている。また、砒素で地下水基準値を上回る地下水汚染が確認されているが、確認状況から汚染地下水は計画地内に留まっていると考えられる。この結果については、「土壌汚染対策法」第４条及び「環境確保条例」第116条、第117条に基づき届出を行い、先行届出分については、形質変更時要届出区域に指定されている。今後、１期工事範囲内で必要な全ての調査を実施し届出を行うとともに、土地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、調査の結果に基づき、汚染拡散防止計画書等を作成し、提出する。この計画書に基づいて、敷地内の土壌汚染対策工事を行うことにより、掘削等による土壌汚染の拡散と地下水への溶出を防止する計画である。計画建築物の建築工事は、土壌汚染対策工事の完了後に着手する。 ２期工事範囲についても、工事前に土壌汚染状況調査を実施し、届出を行うとともに、調査結果に基づき必要に応じた対応を図る計画である。 したがって、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。

表１(4)　環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5．日影	工事の完了後 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 主要な地点である計画地北側の敷地境界上（計画地北側に隣接する集合住宅付近）の地点における工事の完了後の日影時間は、年間を通して最も日影が長くなる冬至日において約３時間増加するが、夏至日、春秋分での増加はなく、年間を通しての日照は確保されると考えられる。 計画建築物は高さを抑えた計画とし、日影の影響が小さくなるよう配慮しており、計画地北側の道路を挟んだ沿道付近にある２ヶ所の保育所に、計画地内の計画建築物及び既存建築物による１時間以上の日影は生じない。 また、冬至日において１時間以上の日影が及ぶ範囲は計画地北西側の道路沿道の限られた範囲であり、日影規制の対象区域には及ばない。 したがって、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を満足すると考える。
6．電波障害	工事の完了後 【計画建築物等の設置に伴うテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 地上デジタル放送の東京局広域局の遮へい障害は、計画地内に収まると予測し、反射障害は生じないと予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起こさないと考える。 地上デジタル放送の東京局県域局の遮へい障害は、北西方向に計画地敷地境界から最大距離約50m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の遮へい障害は、南東方向に計画地敷地境界から最大距離約930m、最大幅約100mの範囲に生じると予測し、反射障害は生じないと予測する。浦和局県域局の受信状況の調査では、調査地点の半分以上が受信不良又は受信不能であったが、これは本地域が浦和局の放送エリア外であることから、安定した受信が難しい地域であるためと考えられる。こうした現状も踏まえながら、計画建築物に起因して地上デジタル放送の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消する。 また、衛星放送の遮へい障害は、いずれも計画地内に収まると予測するため、計画地周辺でテレビ電波の受信障害を起こさないと考える。 したがって、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考える。
7．景観	工事の完了後 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、本事業による改変は建て替え工事であり、新築する計画建築物は最高高さ約30mで、計画地内の既存建築物及びその周辺の建築物の高さと同程度であるため、地域景観の特性の変化はほとんどないと予測する。あわせて、計画地南側の石神井川との敷地境界付近に緑地を配置し、石神井川と調和した良好な景観づくりを図る。 したがって、評価の指標とした「まちなみの調和を図るとともに、石神井川の景観と調和した良好な景観づくり」を満足すると考える。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、建て替え後の計画建築物による大きな眺望の変化はなく、現状のまちなみを変化させるものではないと予測する。したがって、評価の指標とした「まちなみの調和に配慮した景観づくり」を満足すると考える。

表1(5)　環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 廃棄物	工事の施行中 【撤去構造物、建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法】 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物排出量は、コンクリート塊約42,306t、アスファルト塊約411t、砕石廃棄物約840t、ガラス・陶磁器くず約21t、廃プラスチック類約23t、金属くず約2,384t、木くず約478t、紙くず約27t、石膏ボード約58t、その他の分別廃棄物約14t、混合廃棄物約1,429t、合計約47,991tと予測する。廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画であり、再資源化率は約98%と予測する。 また、建設汚泥の排出量は約4,093t、建設発生土の排出量は約5,511m³と予測する。建設汚泥及び建設発生土については、基準不適合の物質が含まれる可能性を否定できないことから、再利用は考えないものとするが、汚染範囲が明確化された場合は、その他の建設汚泥及び建設発生土と混同しないように管理を行い、それぞれ適正に処理を行う計画とする。 解体予定建築物に使用されている石綿含有建材については、解体工事に先立ち「大気汚染防止法」、「環境確保条例」等の関係法令に基づく届出を行い、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に従い、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）又は石綿含有産業廃棄物として、飛散防止措置の下、適正に除去し、処理を行う計画である。また、運搬までの間は袋詰め等の対策を講じた上で、他の廃棄物と分別して保管し、運搬、処理・処分にあたっては許可を得た業者に委託して行う計画である。 また、フロン類を使用する設備機器の廃棄にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に定める方法にしたがい、許可を得た業者にフロン類を引渡したことを、引取証明書により確認し、処理・処分する。 したがって、評価の指標とした「関係法令に示される事業者の責務」を果たし、『東京都建設リサイクル推進計画』に示される平成32年度の目標値』を満足すると考える。
9. 温室効果ガス	工事の完了後 【施設の稼働に伴う温室効果ガス（CO_2）の排出量及びその削減の程度】 工事完了後の工場からの二酸化炭素排出量は約3,130tCO_2/年、比較の対象とする現王子工場からの二酸化炭素排出量は約3,225tCO_2/年であり、本事業における二酸化炭素排出量削減量は約95tCO_2/年、削減率は約2.95%と予測する。 したがって、評価の指標とした「温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めること」を満足すると考える。

◉東京都告示第六百九十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　事業段階関係地域の範囲

日野市　旭が丘四丁目、西平山一丁目、西平山三丁目、西平山四丁目、西平山五丁目、東平山二丁目及び東平山三丁目の区域

八王子　打越町、北野町及び長沼町の区域

市

二　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長　若林　伸幸

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

三　対象事業の名称及び種類

一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

道路の新設

四　対象事業の内容の概略

対象事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約一・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

五　環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六　評価書案の縦覧

㈠　期間

令和四年五月九日から同年六月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

㈡　時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

㈢　場所

ア　日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ　八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

ウ　東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

エ　東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号　東京都立川合同庁舎三階

七　都民の意見書の提出

㈠　提出方法

持参、郵送又は電子メール

㈡　記載事項

ア　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ　対象事業の名称

ウ　環境の保全の見地からの意見

㈢　期限

令和四年六月二十二日

㈣　提出先

ア　持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三－八〇〇一　新宿区西新宿二丁目八番一号

イ　電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮し、「第７章 環境影響評価の項目」で選定した大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の13項目について、「第８章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価」において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響要因について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(11)に示すとおりである。

表1(1)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
大気汚染	【工事の施行中】 建設機械の稼働に伴う一般粉じんの降下する量	八王子市北野町(3)については、工事施工ヤードへの散水を行う。その結果、建設機械の稼働に伴う一般粉じんの最大値は、八王子市北野町(3)において7.8t/km²/月と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした「技術手法」に記載される参考値を満足すると考えられる。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う一般粉じんの影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、排出ガス対策型建設機械の使用等により、影響低減に努める。
	【工事の施行中】 工事用車両の走行に伴う一般粉じんの降下する量	工事の施行にあたっては、工事用車両の車体やタイヤに付着した泥土等の洗浄を行う。その結果、工事用車両の走行に伴う一般粉じんの最大値は、八王子市北野町(2)において0.3t/km²/月と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした「技術手法」に記載される参考値を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（一次生成物質）の大気中における濃度	①二酸化窒素 自動車の走行に伴う二酸化窒素の最大値は、八王子市北野町(2)及び八王子市北野町(3)において0.029ppmと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。 ②浮遊粒子状物質 自動車の走行に伴う浮遊粒子状物質の最大値は、八王子市北野町(1)、八王子市北野町(2)、八王子市北野町(3)において0.043mg/m³と予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。
騒音・振動	【工事の施行中】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動レベル	①騒音 八王子市北野町(1)については桁下に防音シートを２重設置、八王子市北野町(3)の南側については高さ２ｍ の防音シートを設置する。その結果、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音の最大値は、八王子市長沼町及び八王子市北野町(1)において77dBと予測され、全ての予測地点で評価の指標とした勧告基準及び規制基準を満足すると考えられる。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低騒音型建設機械の使用等により、影響低減に努める。

表1(2)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
騒音・振動	【工事の施行中】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動レベル	②振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動の最大値は、八王子市北野町(3)において65dBと予測され、全ての予測地点で評価の指標とした勧告基準及び規制基準を満足すると考えられる。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低振動型建設機械の使用等により、影響低減に努める。
	【工事の施行中】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル	①騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の最大値は、八王子市北野町(1)において66dB、八王子市北野町(2)において73dBと予測され、評価の指標とした環境基準を超過する。その他の１地点は、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。 なお、八王子市北野町(1)及び八王子市北野町(2)では環境基準を超過するが、これは現況値が環境基準を上回っているためであり、工事用車両による寄与は現況値を増加させるものではない。事業実施段階においては、現地条件等を勘案し、必要に応じて既存道路の交通量等を考慮した運行ルートの選定、工事用車両の出入り口の分散等を行い、影響低減に努める。 ②振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の最大値は、日野市東平山２丁目において50dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした要請限度を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 自動車の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル	①騒音 日野市西平山３丁目については上下線（本線）に高さ２ｍの遮音壁を設置、八王子市長沼町については上下線（本線）に高さ１ｍの遮音壁を設置、八王子市北野町(1)については上り線（本線）に高さ３＋５Ｒｍ、中央分離帯に高さ２ｍの遮音壁を設置、八王子市北野町(2)については上下線（本線）に高さ２ｍ、上り線（連結道）に高さ1.5m、下り線（連結道）に高さ２ｍ の遮音壁を設置、八王子市北野町(3)については上下線（本線・側道）に高さ4.5mの遮音壁を設置する。その結果、自動車の走行に伴う道路交通の騒音の最大値は、日野市西平山３丁目において地上4.2mで昼間68dB、夜間63dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした環境基準を満足すると考えられる。 ②振動 自動車の走行に伴う道路交通の振動の最大値は、日野市西平山３丁目において昼間55dB、夜間55dBと予測され、全ての予測地点で、評価の指標とした要請限度を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 自動車の走行に伴う橋梁構造物からの低周波音圧レベル	自動車の走行に伴う橋梁構造物からの低周波音圧レベルの最大値は、八王子市北野町(1)において、84dB（L_{50}）及び90dB（L_{05}）と予測され、評価の指標とした一般環境中に存在する低周波音圧レベル及びISO 7196 に規定されたG特性低周波音圧レベルを満足すると考えられる。

表１(3)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
水質汚濁	【工事の施行中】 施設の建設に伴う水の濁り（SS）、水底の掘削に伴う水の濁り（SS）及び水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れ（pH）	施設の建設にあたっては、濁水処理施設を設置し、濁水処理施設からの放流水は排水基準を順守して排水することで汚濁負荷量を低減するとともに、メンテナンスを行うことにより、低減効果が持続するよう努める。さらに、土工部の速やかな転圧及び法面整形を行うとともに、法面等のシートによる被覆等の実施により速やかに裸地を解消し、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止することで、水の濁りに係る影響の低減を図る。 橋脚の設置を予定している浅川では、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行う。さらに、河川内における基礎工事等において、濁水処理施設の設置や中和処理による工事排水の適切な処理等を行うことで、水の濁り及び水の汚れに係る影響の低減を図る。 以上のことから、工事の施行中における施設の建設に伴う水の濁り、水底の掘削に伴う水の濁り及び水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れは抑制されると予測され、評価の指標とした「水質等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
土壌汚染	【工事の施行中】 工事の施行に伴う土壌汚染の新たな土地への拡散の可能性の有無	土地利用の履歴等の状況から、計画道路が平面構造で通過する道路用地には、土壌汚染の可能性は否定できないと考えられる土地が存在し、土地の形質変更の範囲に含まれる。なお、現時点で当該地における道路用地は未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできない。 事業実施段階においては、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」第４条及び「環境確保条例」第 117 条に基づく手続き・調査を行う。土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染の存在が確認された場合には、同法第 12 条、第 16 条及び同条例第 117 条に基づく届出を行い、関係機関と調整を行った上で適切な拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。 以上のことから、土壌汚染の掘削及び移動に伴う新たな土地への拡散の可能性はないものと予測され、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考えられる。
地盤	【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	地下構造部の施工方法として、掘削側面に土留壁を構築するとともに、掘削状況に応じて支保工を設置する。また、必要に応じて地盤改良工を行うことにより、掘削による地盤の変形を抑制する。 以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地盤の変形はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表１(4)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
地盤	【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及びその程度	地下水位の状況及び地層の分布状況を踏まえると、計画道路及びその周辺において不圧地下水（自由地下水）が存在する地層は、T.P.約 80～95m に分布する新規段丘礫層（Dgl）、沖積層（Ag）、第二砂質土層（Ds2）と想定される。また、不圧地下水の流れは、計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であると想定される。 工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで、地下水の湧出を抑制する。また、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であり、土留壁の構築による地下水の遮断は生じないものと考えられる。 以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地盤沈下はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	計画道路の地下構造は、工事の施行において適切に埋戻し及び締固めを行うこととともに、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことにより、構造物の存在による地盤の変形を抑制する。 以上のことから、地下構造物の存在に伴う地盤の変形はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及びその程度	不圧地下水の流れは計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であることから、地下水を遮断する可能性は小さい。 以上のことから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地盤沈下はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表1(5)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
水循環	【工事の施行中】 地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下水の流動阻害の変化の程度	地下水位の状況及び地層の分布状況を踏まえると、計画道路及びその周辺において不圧地下水（自由地下水）が存在する地層は、T.P.約80～95mに分布する新規段丘礫層（Dg1）、沖積層（Ag）、第二砂質土層（Ds2）と想定される。また、不圧地下水の流れは、計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であると想定される。 工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで、地下水の湧出を抑制する。また、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であり、土留壁の構築による地下水の遮断及び流向の変化は生じないものと考えられる。 以上のことから、地下構造部の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地下水の流動阻害の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地下水、湧水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下水の流動阻害の変化の程度	不圧地下水の流れは計画道路の終点側から浅川に向かっており、地下水の流れと構造物の縦断方向は概ね並行であることから、地下水を遮断若しくは地下水の流向が変化する可能性は小さい。 以上のことから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化並びに地下水の流動阻害の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「地下水、湧水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表1(6)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
生物・生態系	【工事の施行中】 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	注目される植物種のうち、コヒロハハナヤスリについては計画道路用地内で確認され、工事の施行により生育個体の消失が生じる可能性があるが、生育個体の移植を実施することで、消失の代償が見込まれる。 その他の注目される植物種については、工事の施行により生育環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生育基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止する。さらに、河川への影響に配慮した施工を行う。 また、工事の施行により、樹林地及び草地の約0.3%にあたる0.3haが消失するが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生育基盤の改変の抑制に努める。 以上のことから、植物相及び植物群落の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の施行中】 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	注目される動物種については、工事の施行により生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止する。さらに、河川への影響に配慮した施工を行う。 また、注目される動物種のうち、工事の施行に伴う騒音等により生息環境への影響が想定されるオオタカ、チョウゲンボウについては、低騒音型建設機械の採用等を行うことで、生息環境への影響の低減に努める。 以上のことから、動物相及び動物群集の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の施行中】 水生生物相の変化の内容及びその程度	注目される水生生物種については、工事の施行により生息（育）環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息（育）基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止する。さらに、河川への影響に配慮した施工を行う。 以上のことから、水生生物相の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表1(7)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
生物・生態系	【工事の施行中】 生息(育)環境の変化の内容及びその程度	生息（育）環境については、工事の施行により一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残されるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息（育）基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止する。さらに、河川への影響に配慮した施工を行う。また、地下構造で通過する区間においては、工事の施行に伴う地盤、地下水への影響はほとんど生じない（地盤、水循環参照）。 以上のことから、生息（育）環境の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の施行中】 陸水域生態系の変化の内容及びその程度	注目される種・群集については、工事の施行により生息（育）環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残され、消失する環境類型や食物連鎖の大きな分断等はないと考えられるとともに、工事に伴う土地の改変を最小限に抑えた計画とし、生息（育）基盤の改変の抑制に努める。工事の施行にあたっては、工事中の濁水は適切に処理して排水するとともに、降雨時に発生する濁水の周辺河川・用水路への流出を防止する。さらに、河川への影響に配慮した施工を行う。 また、注目される種・群集のうち、工事の施行に伴う騒音等により生息環境への影響が想定されるオオタカ、チョウゲンボウについては、低騒音型建設機械の採用等を行うことで、生息環境への影響の低減に努める。 以上のことから、陸水域生態系の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	注目される植物種については、計画道路の存在により生育環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。 また、計画道路の存在により、樹林地及び草地の約 0.3%にあたる 0.3ha が消失するが、周辺に同様の環境が残される。 以上のことから、植物相及び植物群落の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	注目される動物種については、計画道路の存在により生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。 以上のことから、動物相及び動物群集の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表1(8)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
生物・生態系	【工事の完了後】 水生生物相の変化の内容及びその程度	注目される水生生物種については、計画道路の存在により生息（育）環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。浅川は橋梁構造で通過するとともに、水路の付け替え部は現況と同様の機能を確保する。 以上のことから、水生生物相の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 生息(育)環境の変化の内容及びその程度	生息（育）環境については、計画道路の存在により一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残される。浅川は橋梁構造で通過するとともに、水路の付け替え部は現況と同様の機能を確保する。また、地下構造で通過する区間においては、計画道路の存在に伴う地盤、地下水への影響はほとんど生じない（地盤、水循環参照）。 以上のことから、生息（育）環境の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 緑の量の変化の内容及びその程度	緑の量については、工事の完了後において、緑被面積の 5.9%、緑の体積の 7.0%が減少するが、現存の緑の９割以上が残される。 以上のことから、緑の量の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 陸水域生態系の変化の内容及びその程度	注目される種・群集については、計画道路の存在により生息(育)環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境が残され、消失する環境類型や食物連鎖の大きな分断等はないと考えられる。 以上のことから、陸水域生態系の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表１(9)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
日影	【工事の完了後】 橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	橋梁構造物の存在に伴う日影は、八王子市長沼町において３時間未満と予測され、評価の指標とした「公共施設の設置に起因する日陰により生じる損害等に係る費用負担について」に定められる日影時間を満足すると考えられる。
電波障害	【工事の完了後】 橋梁構造物の存在に伴うテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害の程度	事業の実施に伴い、一部地域においてテレビ電波の遮蔽障害が生じる可能性があると予測される。これらの地域について障害が認められた場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」（昭和51年３月６日郵政省電波監理局長通達）に配慮し、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年10月12日建設事務次官通知、最終改正：平成15年７月11日国土交通省国総国調第47号）等に基づき、適切に対応する。また、関係者と協議のうえ、受信設備等による電波障害対策事業地周辺の状況、障害の程度及び範囲等を考慮し、ＣＡＴＶ、個別アンテナ等による適切な対策を行う。 以上のことから、評価の指標とした「橋梁構造物によりテレビ電波の受信障害をおこさないこと」を満足すると考えられる。
景観	【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	①計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度 事業の実施に伴い、浅川河川敷では橋梁構造が出現するとともに、浅川左岸側の耕作地では平面道路が出現し、畑地や河川・河川敷の改変が生じるが、構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図る。また、可能な限り既存街路樹の保全を行うとともに、電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努める。 以上のことから、計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「公共事業景観形成指針（公共事業の景観づくり指針）」（東京都）に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出に工夫すること」を満足すると考えられる。 ②計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 事業の実施に伴い、浅川河川敷では橋梁構造が出現し、代表的な眺望地点からの眺望に変化が生じると考えられるが、構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図る。また、その他の区間においても、可能な限り既存街路樹の保全を行うとともに、電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努める。 以上のことから、計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化はほとんど生じないと予測され、評価の指標とした「公共事業景観形成指針（公共事業の景観づくり指針）」（東京都）に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出に工夫すること」を満足すると考えられる。

表１(10)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項		評価の結論
史跡・文化財	【工事の施行中】 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	計画道路は、遺跡「平山」を通過し、工事の施行に伴い直接改変が生じるが、土地の改変を最小限に抑えた計画としており、工事の実施による改変は最小限に抑えられる。また、事業実施段階においては、日野市西平山土地区画整理事業における調査結果を参考にするとともに、工事に先立ち、「文化財保護法」（昭和25年５月30日法律第214号、最終改正：令和３年４月23日法律第22号）に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行い、試掘調査等の適切な措置を講じる。 なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき、速やかに発掘調査等の適切な措置を講じる。 以上のことから、遺跡の記録、郷土の歴史と文化が解明されることが見込まれ、評価の指標とした『『文化財保護法』等に定められる規定を遵守すること」を満足すると考えられる。
自然との触れ合い活動の場	【工事の施行中】 工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場の改変の程度、機能の変化の程度	散歩やランニング、サイクリング、バードウォッチング等の主な利用は、浅川の堤防上を中心としたものであり、工事の施行に伴う堤防上の改変は生じないため、散歩やランニング、サイクリング、バードウォッチング等の利用に支障は生じない。 触れ合い活動の場を取り巻く自然資源である浅川は、工事の施行に伴い一部が改変されるが、計画道路は浅川を橋梁構造で通過し、自然環境は広く残される。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じてう回路の確保等を行うことから、触れ合い活動の場及びアクセスルートの分断は生じない。 以上のことから、工事の施行に伴う改変による影響及び機能の変化が生じる可能性は低いと予測され、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。
	【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う自然との触れ合い活動の場の改変の程度、機能の変化の程度	散歩やランニング、サイクリング、バードウォッチング等の主な利用は、浅川の堤防上を中心としたものであり、触れ合い活動の場は計画道路と交差するが、計画道路は堤防上を橋梁構造で通過するため、触れ合い活動の場の改変は生じない。 触れ合い活動の場を取り巻く自然資源である浅川は、計画道路の存在に伴い一部が改変されるが、計画道路は浅川を橋梁構造で通過し、自然環境は広く残される。また、計画道路の利用による触れ合い活動の場への到達時間の短縮が見込まれ、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低い。さらに、触れ合い活動の場からは計画道路（橋梁部）が近傍に視認されるが、構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることで、快適性の変化による影響の低減に努める。 以上のことから、計画道路の存在に伴う改変による影響及び機能の変化が生じる可能性は低いと予測され、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えられる。

表1(11)　環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
廃棄物 【工事の施行中】 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、再資源化量及び処理・処分方法	計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、平面構造及び掘割構造区間では合計約5.6千t、橋梁構造区間では合計約125tと予測するが、再資源化施設等を利用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用する等、再資源化・再利用に努める。 建設発生土は、平面構造及び掘割構造区間では約171.4千m^3、橋梁構造区間では約9.4千m^3と予測するが、実施区域内の盛土材として再利用する計画であるとともに、搬出量の削減に努め、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整（利用調整会議）して、建設発生土の搬出時に他の公共事業（ストックヤード～の仮置きを含む）への利用（工事間利用）や再利用センター（再利用機関）等に搬出する等、建設発生土の有効利用に努める。 また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する建設副産物については、「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）及び「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月、東京都）に定められた再資源化率等又は有効利用率の目標値を上回るよう再利用・再資源化に努める。 廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施工時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処する。 以上のことから、評価の指標とした「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（昭和45年12月25日法律第137号）、『資源の有効な利用の促進に関する法律』（平成3年4月26日法律第48号）、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（平成12年5月31日法律第104号）等に定められる事業者の責務と合致すること」を満足すると考えられる。

◉東京都告示第六百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和元年東京都告示第七百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（板橋区赤塚新町二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　テトラクロロエチレン

三　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

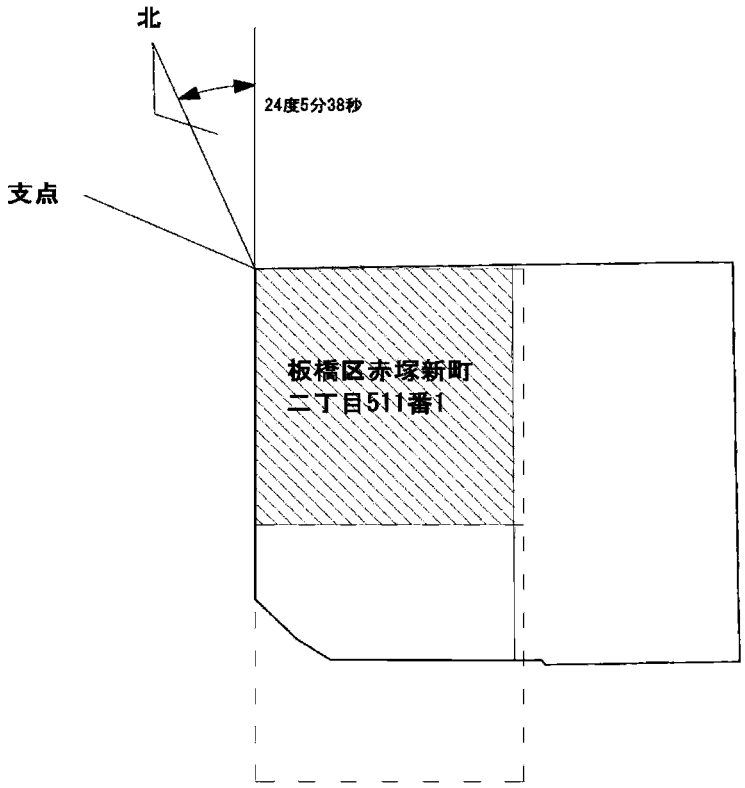

【凡例】
- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【支点】
支点は板橋区赤塚新町二丁目511番1の最北端とする。

【格子の回転角度(24度5分38秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第七百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（港区港南二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

四　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

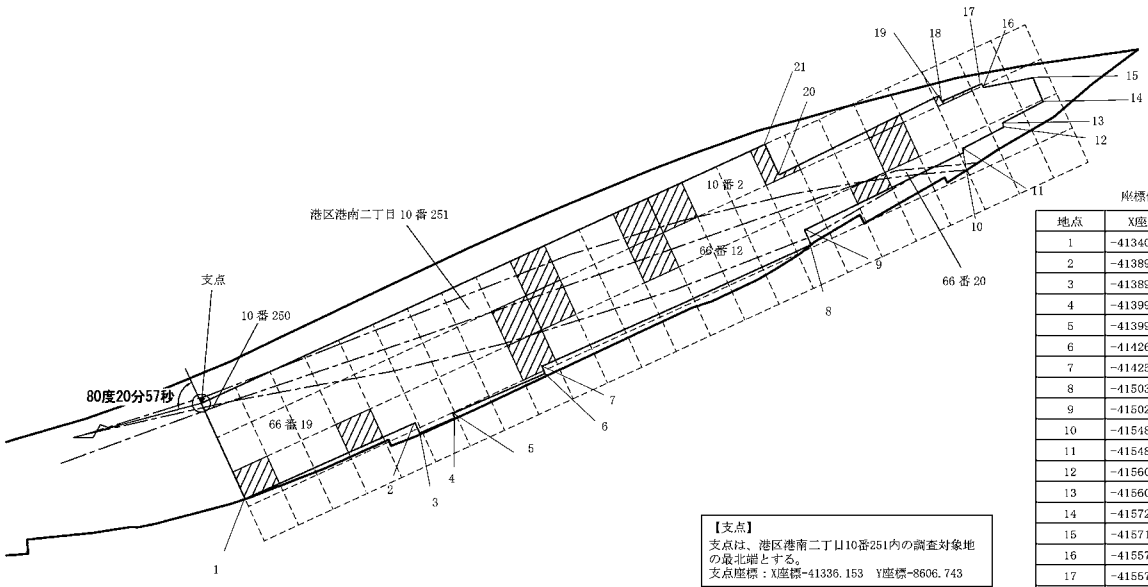

【凡例】
----: 単位区画
一・一: 等境界
━━: 改変範囲
——: 調査対象地
▨: 指定を解除する区域

【支点】
支点は、港区港南二丁目10番251内の調査対象地の最北端とする。
支点座標：X座標-41336.153　Y座標-8606.743

【格子の回転角度（80度20分57秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標値一覧

地点	X座標	Y座標
1	-41340.817	-8634.159
2	-41389.502	-8626.418
3	-41389.938	-8629.349
4	-41399.971	-8627.857
5	-41399.783	-8626.590
6	-41426.126	-8622.724
7	-41425.821	-8620.643
8	-41503.022	-8608.014
9	-41502.299	-8603.823
10	-41548.271	-8594.923
11	-41548.408	-8593.791
12	-41560.209	-8591.193
13	-41560.366	-8589.983
14	-41572.093	-8587.376
15	-41571.165	-8580.562
16	-41557.904	-8579.657
17	-41557.612	-8578.572
18	-41546.265	-8580.333
19	-41545.865	-8578.693
20	-41499.565	-8587.956
21	-41498.056	-8579.202

※表中の座標値は、世界測地系座標計算（測地成果2011）によって作成した。

◉東京都告示第七百一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（羽村市緑ケ丘三丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　六価クロム化合物

別　図

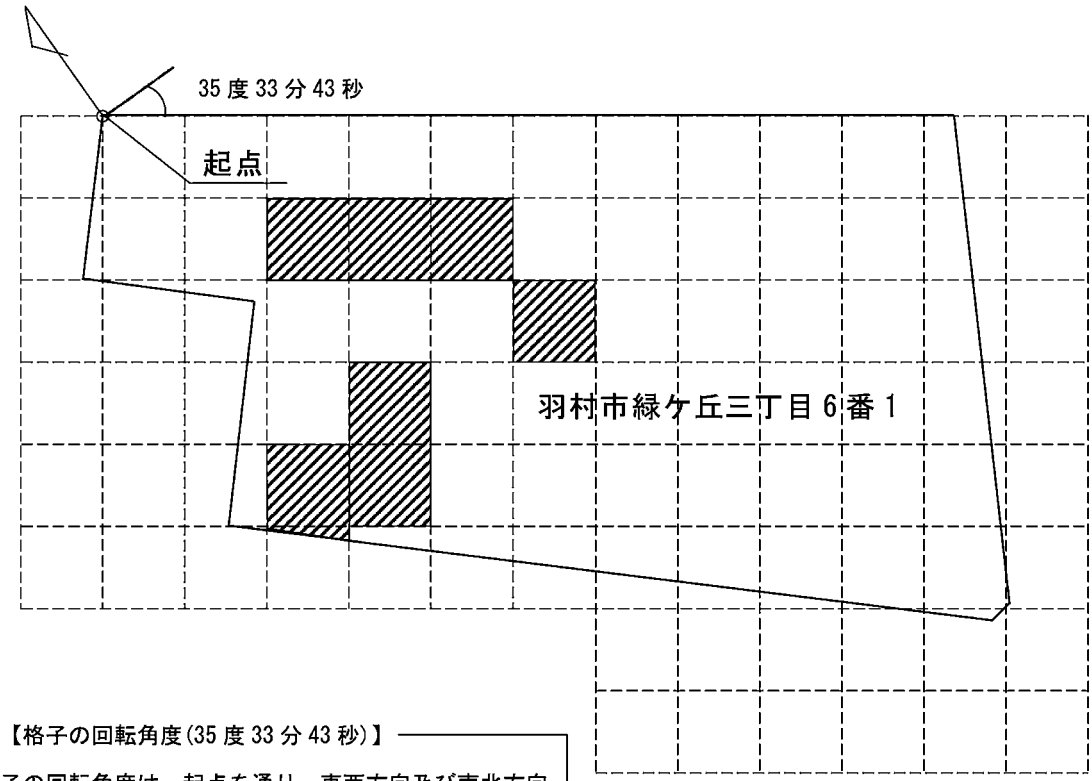

【格子の回転角度(35 度 33 分 43 秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起　点】

起点は、羽村市緑ケ丘三丁目 6 番 1 の最北端とする。

【凡　例】

形質変更時要届出区域

単位区画

敷地境界

◉東京都告示第七百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第千四百二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

別　表

1　土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2　土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

◉東京都告示第七百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

別　表

1　土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2　土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	母島	421002-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長　名取伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
武蔵村山市大南二丁目十一番二	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号　株式会社東栄住宅　代表取締役　佐藤　千尋
立川市砂川町四丁目四十七番一並びに砂川町六丁目二十五番九及び同番十の各一部	武蔵野市境二丁目二番二号　株式会社飯田産業　代表取締役　築地　重彦
青梅市友田町一丁目八百四番及び八百六番イ	八王子市初沢町千二百九十八番地の五　高尾ホーム有限会社　取締役　佐藤　順雄
国分寺市戸倉三丁目四十番七、同番八、同番九、同番七地先、同番八、同番九、四十一番二、同番五から同番三十二まで及び四十五番二十二	武蔵野市境二丁目二番二号　株式会社飯田産業　代表取締役　築地　重彦

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年五月九日

東京都知事　小池　百合子

一　店舗名	（仮称）いなげや練馬西大泉店舗計画
二　店舗所在地	練馬区西大泉二丁目十九番二号
三　設置者名	ＣＲＥＳＴ株式会社
四　設置者住所	練馬区西大泉二丁目十九番三十七号
五　小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社いなげや
六　新設をする日	令和四年十二月十四日
七　店舗面積の合計	千六百三十八平方メートル
八　駐車場の位置及び収容台数	店舗内　五十一台
九　駐輪場の位置及び収容台数	店舗東側　八十一台
十　荷さばき施設の位置及び面積	店舗内　三十平方メートル
十一　廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内　九・四五立方メートル
十二　小売業を行う者の開店時刻	午前九時
十三　小売業を行う者の閉店時刻	午後十時四十五分
十四　来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十一時まで
十五　駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一箇所　店舗東側
十六　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時まで
十七　届出日	令和四年四月十三日
十八　縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十九　縦覧期間	令和四年五月九日から同年九月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
二十　縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「㈠氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）㈡住所（団体にあっては所在地）㈢意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年五月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　店舗名	トリエ京王調布A館
二　店舗所在地	調布市布田四丁目四番地二十二
三　設置者名	京王電鉄株式会社
四　設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号
五　変更前の店舗名	（仮称）京王電鉄調布駅周辺開発計画A棟
六　変更後の店舗名	トリエ京王調布A館
七　変更前の店舗所在地	調布市布田四丁目四番地二十二ほか
八　変更後の店舗所在地	調布市布田四丁目四番地二十二
九　変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
十　変更後の小売業者の氏名又は名称	京王グリーンサービス株式会社ほか四十名
十一　変更日	令和三年十二月十六日ほか
十二　届出日	令和四年三月二十九日
十三　縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四　縦覧期間	令和四年五月九日から同年九月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五　縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一　店舗名	トリエ京王調布B館
二　店舗所在地	調布市小島町二丁目四十八番地六
三　設置者名	京王電鉄株式会社
四　設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号
五　変更前の店舗名	（仮称）京王電鉄調布駅周辺開発計画B棟
六　変更後の店舗名	トリエ京王調布B館
七　変更前の店舗所在地	調布市小島町二丁目四十八番地六ほか
八　変更後の店舗所在地	調布市小島町二丁目四十八番地六
九　変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
十　変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ビックカメラ
十一　変更日	平成二十九年九月二十九日
十二　届出日	令和四年三月二十九日
十三　縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四　縦覧期間	令和四年五月九日から同年九月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五　縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一　店舗名	立川ＴＭビル
二　店舗所在地	立川市曙町二丁目三十九番三号
三　設置者名	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社ほか一名
四　設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番五号ほか
五　変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社髙島屋ほか二十三名
六　変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社髙島屋ほか二十二名
七　変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ノーリーズ
八　変更前の小売業者の住所	中央区銀座一丁目四番五号
九　変更後の小売業者の住所	渋谷区神宮前六丁目二十七番八号
十　変更日	令和四年四月一日ほか
十一　届出日	令和四年四月八日
十二　縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三　縦覧期間	令和四年五月九日から同年九月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四　縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　五〇円
一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号　113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ